

Web版尼崎地域史事典ホームページ
バナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 Web版尼崎地域史事典ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、尼崎市広告掲載要綱、尼崎市広告掲載基準及びWeb版尼崎地域史事典ホームページ広告取扱要領に規定する事項のほか、ホームページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第2条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 掲載ページ Web版尼崎地域史事典ホームページの全ページ
- (2) 位置と枠数 Web版尼崎地域史事典ホームページ上の市が指定する位置
2枠

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 広告枠A 縦60×横468ピクセル 容量45KB以内
(携帯版 縦53ピクセル×横192ピクセル)
- (2) 広告枠B 縦80×横115ピクセル 容量15KB以内
(携帯版 縦30ピクセル×横111ピクセル)
- (3) データ形式 GIF形式 (GIFアニメーション可)、JPEG形式

(禁止画像)

第4条 次の各号の画像を含むバナー広告は禁止する。

- (1) 著作権を侵害するもの
- (2) 肖像権を侵害するもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) その他、Web版尼崎地域史事典ホームページに掲載する画像として適当でないとし市が認めるもの

(禁止表現)

第5条 次の各号の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

（GIF アニメーション）

第6条 GIF アニメーションを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次の各号のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止する。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

（ALT 属性）

第7条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、ALT 属性を付けるものとする。

（Web版尼崎地域史事典ホームページとの区別）

第8条 次の各号の表現については、利用者がWeb版尼崎地域史事典ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) Web版尼崎地域史事典ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が尼崎市の事業であると錯誤しやすいもの

（色調）

第9条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

第10条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

（施行期日）

本ガイドラインは平成21年3月13日から施行する。